

墨家の「関市山林沢梁の利」について

— 墨家の分業論再論 —

岡本光生

墨家の「関市山林沢梁の利」について

——墨家の分業論再論——

岡本光生

1 はじめに

小稿はかつての私の論文『墨子』における『財』の交換（「東洋の思想と宗教」第九号 一九九二年）への補足である。この論文（以下「拙稿」と呼ぶ）には、原宗子氏の論評があり（一九九二年の歴史学界 回顧と展望『戦国・秦漢』、「史学雑誌」一〇二編五号 一九九三年）、また「墨学与現代文化」（孫中原主編「諸子百家与現代文化叢書 中国廣播電視出版社 一九九八年）の第十一章「墨学与現代世界文化」第一節「日本の墨学研究」²「主要成果」のなかで「岡本光生のおのおのの論著は独特の観点を起点にして墨家の経済思想の考察を進め、墨家思想が男女の性別の分業を保持する『封閉社会』を前提としていることを指摘し、墨家には「商」の概念が欠如していることを明らかにし、あわせてこの特徴は墨家集団の性質に反映してい

ることを暗示している」と紹介されている。（同著二〇二頁 拙訳による）。

同書は

前言

第一章 中国文化一翼…墨学的起源与価値

第二章 民富国强之道…墨学与現代経済発展

第三章 尚賢尚同…墨学与現代政治

第四章 兼愛理想…墨学与現代道德建設

第五章 尊教重学…墨学与現代教育

第六章 墨学与現代哲学

第七章 墨家邏輯及其現代意義

第八章 墨学与現代語言文学芸術

第九章 墨家科学及其現代意義

第十章 積極防御の經典…墨学与現代軍事

第十一章 墨学与現代世界文化交流

※ 小稿の漢字表記は、引用資料、中国文を問わず、とくに支障のないかぎり、現代日本の常用漢字の字体による。

という構成になっており、墨家思想の実質的考察をその経済思想から始めている。私はかつて戦国時代末期から漢代初期にかけて、墨家が特異な経済思想、すなわち「節用」を強く主張する学派として他学派から把握されていることを論じたのであるが（岡本光生「戦国から漢代にかけての墨家の様相―他学派からみた―」「フィロソフィア」六九号 一九八一年）、その立場からすれば、「民富国强之道」が実質的な第一章になっていることは、きわめて興味深いものがある。ただその内容が、墨家の経済思想は、経済の発展をはかろうとする現代中国の政策にとつて参考とするにたる、というものであって、私の墨家の経済思想への理解、すなわち、墨家の経済思想は基本的には交換の概念を欠き、農業のみで成立する経済を構想しているのだとする理解とは対立するものである。現代の中国社会の趨勢からすれば、拙稿のような墨家の経済思想理解はおそらく少数派になるであろうから、ここでふたたび私の見解を再検討しておくことも無意味ではないと考

える。

2 拙稿の問題点

拙稿は

墨家の経済思想は基本的には交換の概念を欠き、農業のみで成立する経済を構想している。そのことは、非樂上篇、非命下篇などの男女の性別の分業のみを論じている墨家の分業論において明確にみられる。

「財」のやりとりの方法である「交相利」は、「交換」ではなく、「互酬」を原理としているのであって、人々の経済関係は、不特定多数への拡大が不可能な、「互酬」を基礎とした、閉鎖的な性質のものである。

と主張するものであるが、このような結論にいたるまでに、二点ほど論じておかなければならない墨家の言説があった。第一点は、原氏も指摘するように非樂上篇、非命下篇にみられる分業論における「関市山林沢梁之利」にかかわる言説であり、第二点は「墨経」にみられる交換や貨幣の価値を論じていくつかの言説である（「墨経」のこうした言説を問題にした以下の

論文がある。丁鵬『墨経』中関于価格和商品貨幣関係的思想」中国経済思想史論 一九八五年。このような言説を、拙稿の立場からしてどのように理解したらよいのか、たしかに問題の残るところである。

小稿ではこうした反省をふまえて、拙稿では不十分であった上述の諸問題のうち、とくに「関市山林沢梁之利」にかかわる問題について再考察をしたい。

3 「墨子」の「関市山林沢梁之利」について

「墨子」が「関市山林沢梁之利」に言及する以下の四箇所である。

① 凡所使治国家官府邑里、此皆国之賢者也。賢者之治国家也、蚤朝晏退、聽獄治政。是以国家治、而刑法正。賢者之長官也、夜寝夙興、收斂関市山林沢梁之利、以実官府。是以官府実、而財不散。賢者之治邑也、蚤出莫入、耕稼樹芸、聚菽粟。是以菽粟多、而民足乎食。(尚賢中)(傍点は筆者。以下同様)

そもそも国家・官の府庫・村里を治めるように命令されたものは、国の賢者である。賢者が国家

を治めれば、朝早く朝廷に出勤し、夕方遅く退朝し、訴訟をさばき、政事を治める。かくて国家は治まり、法令と刑罰は正しくなる。賢者が役所の長となれば、真夜中になってやっと寝て、朝早く起き、関市山林沢梁の利を収め、官の府庫を充実にさせる。かくて官の府庫は充実し、財は散逸しない。賢者が村里を治めれば、朝早く畑に出て、夕方遅く帰ってくる。農耕の監督に務め、豆類・穀類をたくさん集める。かくて豆類・穀類はたくさん収穫され、民衆は食料に充足する。

② 王公大人蚤朝晏退、聽獄治政。此其分事也。士君子竭股肱之力、竄其思慮之智、内治官府、外收斂関市山林沢梁之利、以実倉廩府庫。此其分事也。農夫蚤出暮入、耕稼樹芸、多聚菽粟。此其分事也。婦人夙興夜寐、紡績織紵、多治麻絲葛緒、細布練。此其分事也。(非樂上)

王公大人は朝早く朝廷に出勤し、夕方遅く退朝し、訴訟をさばき、政事を治める。それがその分けられた仕事である。士君子は力を尽くし、知恵

をしほつて、内は官の府庫を管理し、外は関市山林沢梁の利を収め、そして官の府庫を充実させる。それがその分けられた仕事である。農民は朝早く畑に出て、夕方遅く帰り、農耕に務め、豆類・穀類をたくさん収穫する。それがその分けられた仕事である。婦人は、早く起きて遅く寝て、糸を紡ぎ機を織り、たくさんの麻糸・絹糸・葛糸・紵糸を織り、布を作る。それがその分けられた仕事である。

③ 今、惟母在乎王公大人、説樂而聽之、即必不能蚤朝晏退、聽獄治政。是故国家乱、而社稷危矣。今、惟母在乎士君子、説樂而聽之、即必不能竭股肱之力、寬其思慮之智、内治官府、外收斂閔市山林沢梁之利、以實倉廩府庫。是故倉廩府庫不實。今、惟母在乎農夫、説樂而聽之、即必不能蚤出暮入、耕稼樹芸、多聚菽粟。是故菽粟不足。今、惟母在乎婦人、説樂而聽之、即必不能夙興夜寐、紡績織紉、多治麻絲葛緒、細布練。是故布練不興。(非樂上)

今、王公大人が、音楽を楽しんでいては、かな

らずや朝早く朝廷に出勤し、夕方遅く退朝し、訴訟をさばき、政事を治めることはできなくなる。かくて国家は乱れ、社稷の祭りも危うくなる。今、士君子が、音楽を楽しんでいては、かならずや力を尽くし、知恵をしほつて、内は官の府庫の財を管理し、外は関市山林沢梁の利を収め、そして官の府庫を充実させることはできなくなる。かくて官の府庫はからっぽになる。今、農民が、音楽を楽しんでいては、かならずや朝早く畑に出て、夕方遅く帰り、農耕に務め、豆類・穀類をたくさん収穫することはできなくなる。かくて豆類・穀類が不足する。今、婦人が、音楽を楽しんでいては、かならずや早く起きて遅く寝て、糸を紡ぎ機を織り、たくさんの麻糸・絹糸・葛糸・紵糸を織り、布を作ることはできなくなる。かくて布は生産されなくなる。

④ 今也王公大人之所以蚤朝晏退、聽獄治政、終朝均分、而不敢怠倦者、何也。曰、彼以為強必治、不強必乱、強必寧、不強必危。故不敢怠倦。今也卿大夫之所以竭股肱之力、殫其思慮之知、内治官府、外收

斂・関・市・山・林・沢・梁・之・利、以・実・官・府、而不敢怠倦者、何也。曰、彼以爲強必貴、不強必賤、強必榮、不強必辱。故不敢怠倦。今也農夫之所以蚤出暮入、強乎耕稼樹芸、多聚菽粟、而不敢怠倦者、何也。曰、彼以爲強必富、不強必貧、強必飽、不強必飢。故不敢怠倦。今也婦人之所以夙興夜寐、強乎紡績織紵、多治麻絲葛緒、細布練、而不敢怠倦者、何也。曰、彼以爲強必富、不強必貧、強必暖、不強必寒。故不敢怠倦。(非命下)

今、王公大人が朝早く朝廷に出勤し、夕方遅く退朝し、訴訟をさばき、政事を治め、朝から夕方までよく務め、怠けないのはいかなる理由によるのか、それはつまり、努力すればかならず治まり、怠ればかならず乱れる、努力すればかならず安寧であり、怠ればかならず危うくなる、とかれが考えているからだ。だから怠けないのだ。今、公卿・士君子が力を尽くし、知恵をしばって、内は官の府庫の財を管理し、外は関市山林沢梁の利を収め、そして官の府庫を充実させて、怠けないのはいかなる理由によるのか、それはつまり、努

力すればかならず貴い地位に拔擢され、怠ればかならず卑賤な地位におとしめられる、努力すればかならず榮誉が与えられ、怠ればかならず恥辱をおおむる、とかれが考えているからだ。だから怠けないのだ。今、農民が、朝早く畑に出て、夕方遅く帰り、農耕に務め、豆類・穀類をたくさん収穫し、怠けないのはいかなる理由によるのか、それはつまり、努力すればかならず富み、怠ればかならず貧しくなる、努力すればかならず飽食し、怠ればかならず飢えに苦しむ、とかれが考えているからだ。だから怠けないのだ。今、婦人が、早く起きて遅く寝て、糸を紡ぎ機を織り、たくさんの麻糸・絹糸・葛糸・紵糸を織り、布を作り、怠けないのはいかなる理由によるのか、それはつまり、努力すればかならず富み、怠ればかならず貧しくなる、努力すればかならず暖かく暮らせ、怠ればかならず寒さに苦しむ、とかの女が考えているからだ。だから怠けないのだ。

以上の四箇所である。ここで①は「斂関市山林沢梁之利、以実官府」とあって、「関市山林沢梁

「官府を実す」と解釈されるのであるが、①をのぞいて、②③④において「内治官府。外収斂関市山林沢梁之利」となっていて、内の官府の収入と外の関市山林沢梁の利とが区別されている。このことは、通常の租税と「関市山林沢梁之利」とを②③④が区別してとらえていることを示唆しているのではないかと思われる。楚地から出土した「鄂君啓節」に、この節を所持したものが「如載馬牛羊以出入関、則征於大夫、毋征於関」とあって、「大夫」からの税収入と「関」からの税収入とが区別されているが、墨家のこうした言説が戦国国家の現実と密接なつながりをもっていることを示すであろう。ただ「関市山林沢梁之利」も結局は「官府を実たす」とされているわけであるから、「内」と「外」とが明確に区別されているわけでもない。

さて、この四箇所において共通しているのは、「賢者」「士君子」「卿大夫」が「関市山林沢梁之利」を「収斂」するという言説である。しかし、「士君子」といった支配する側の立場が、「関市山林沢梁之利」を「収斂」するという言説は、墨家の時代、すなわち戦国時代の思想家に一般的にみられる自然な言説であったのだろうか。この点を明らかにするために、ここで、さ

まざまな側面で墨家と対立する儒家、とくに孟子の「関市山林沢梁」にかかわる言説をみていきたい。

4 孟子の「関市」、「墨家」の「関市」

ところで、「関市山林沢梁之利」は「関市之利」と「山林沢梁之利」とに分けられるであろうが、ここではまず孟子の関市についての言説をみていきたい。

孟子は公孫丑上篇でつぎのように言う。

尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悦、而願立於其朝矣。市、廛而不征、法而不廛、則天下之商皆悦、而願藏於其市矣。関、譏而不征、則天下之旅皆悦、而願出於其路矣。耕者、助而不税、則天下之農皆悦、而願耕於其野矣。廛、無夫里之布、則天下之民皆皆悦、而願為之氓矣。

賢者を尊敬し、能力のある者を抜擢して使い、優れ傑出した人物がしかるべき地位にある、そうであれば、天下の士はみなよろこんでそうした朝廷に仕えたいは願うであろう。市は、貨物を保管し、数量を帳簿につけるが、課税はしない。その貨物の保管貯蔵が長くなり、売れない

ようであれば、官は市場の法をもってその貨物を引き取るようにしてやる。そうであれば、天下の商人はみなよろこんでそうした市に店を出して貨物を貯蔵しようとするであろう。「麀而不征、法而不麀」をこのように訳したことについては後述する。関は、貨物の数量を調べるが、税は課さない。そうであれば、天下の遠隔地商人はみなよろこんでそうした関所を通過しようと願うであろう。耕すものには、公田を耕作してもらうが、私田には税を課さない。そうであれば、天下の農民はみなよろこんでその田野で耕したいと願うであろう。居宅に、力役税や地税がなければ、天下の民はみなよろこんでその国に住もうと願うであろう。

※ ここで本文の訂正問題について触れておこう。一般の「孟子」のテキスト、たとえば四部叢刊所収の影清内府蔵宋刊大字本には「市」について、「市、麀而不征、法而不麀、則天下之商皆悦、而願蔵於其市矣」とあるが、「太平御覧」の治道部および資産部所引の当該箇所には「市、

麀而不征、則天下之商皆悦、而願蔵於其市矣」とある。さらに「管子」五輔篇には「関、譏而不征。市、麀而不税」、「礼記」王制篇には「古者、公田藉而不税、市、麀而不税、関、譏而不税」とある。岩波文庫本はこれらの表現を考慮して、原文の「法而不麀」を削除している。ただ後にもるように「周禮」の鄭衆の注に引用された箇所では「市、麀而不征、法而不麀、則天下之商皆悦、而願蔵於其市矣」とある。文章の体裁からすれば、「法而不麀」を削除したほうがよいのであろうが、ここでは削除しなくておく。ところで、これに類似した言説が、斉の宣王に答えた孟子の言のなかにみられる（梁惠王上）。

今王発政施仁、使天下仕者皆欲立於王之朝、耕者皆欲耕於王之野、商賈皆欲蔵於王之市、行旅皆欲出於王之塗、天下之欲疾其君者、皆欲赴愬於王。

今、王が仁政を行えば、天下の仕えるものは、みな王の朝廷に立ちたい願う。耕すものは、王の田野に耕したいと願う。商人はみな王の市場に店を持ちたいと願う。遠隔地商人は王の路から出発し

たいと願う。天下のその君主を訴えたいは思うものは王に訴えたいと願う。

梁惠王上篇のこの発言と公孫丑が齊人であることからすれば、上述の公孫丑上篇の言説は、齊の経済状況を踏まえた、齊地でなされた発言であろう。さきにもたように齊地と関係の深い「管子」五輔篇に「関、譏而不征。市、廛而不税」とあることも、その推測をたすけるであろう。

公孫丑上篇の「関」についていえば、「関、譏而不征」、関所では、荷物の検査はするが、税はかけない、そうすることによって天下の遠距離の行商に従事する商人は、よろこんでその路を通行するようになるであろう、というのだが、ここで注目したいことは、「天下の旅」にある種の選択が認められていること、すなわち「荷物の検査をし、税をかける」関所であれば、その路は通行しない、「荷物の検査をするが、税はかけない」関所であれば、その路は通行する、そういう選択があるとされていることである。「耕者、助而不税、則天下之農皆悦、而願耕於其野矣」とあるように、孟子の王道論において、農民の「移動の自由」が前提とさ

れているのであるが（岡本光生「孟子における王道論の前提」『埼玉工業大学教養紀要』四号 一九八七年）、それと同様に、孟子の商人もまた、よりよい条件の交通路を選択する「自由」を持つのである。その意味で、孟子の商人はみずからの「利」を追求する「自由」を持つ人々、「主体」であるといえよう。商人の反応との対応で「関、譏而不征」が語られている点で、孟子のこの言説は、「関、譏而不征」が語られているのみで、それへの商人の対応の語られていない、「管子」の五輔篇や「礼記」の王制篇の言説とは区別されるであろう。つまり、孟子にあって、商人は、「利」を求めて行動する主体であるのにたいし、「管子」の五輔篇や「礼記」の王制篇では、王の「関、譏而不征」という「善政」の恩恵に与る客体でしかないのである。

つぎに「市、廛而不征、法而不廛」であるが、通説は「孟子集注」に引用される張横渠の説に従って、「市場の店舗には課税するが、その店舗に置いてある貨物には課税しない政策をとる。または、市場を管理する法にもとづいて市場を治め、その店舗には課税しない」と解釈している。この説は「礼記」王制篇の「古者公田、藉而不税、市、廛而不税、関、譏而不税」とある

箇所への鄭玄の注、「廛、ものをあきなう建物である。その建物には税を課し、貨物には課さない」を襲っているであろう。ところが、「管子」五輔篇の「市、廛而不税」への唐の房玄齡の注は「廛とは、市中の物を置くところ。そこに置かれている貨物についてはただその数を帳簿につけておくだけで、税をかけない」としている。さらに時代をさかのぼれば、「周礼」の地官司徒篇廛人の職掌に「凡珍異之有滞者、斂而入于膳府」とある句にたいする鄭衆の注に「廛とは市中の、店が建っておらず、貨物の置き場になっている場所をいう。品物が長期間を売れなくて、市中の置き場に滞ってしまっている場合には、官が法にもとづいて在庫を引き取ってあげる」とある。

このようにみてくると、「市、廛而不征、法而不廛」の、とくに「廛而不征」の解釈には二つの方向のあることがわかる。一つは「市場の店舗には課税するが、貨物には課税しない」という方向であり、他の一つは「貨物を保管し、数量を帳簿につけるが、課税はしない」という方向である。このいずれが合理的であるのか、「孟子」公孫丑上篇の該当箇所をみると「関、譏而不征」、「耕者、助而不税」（「関所では、貨物を調べても

税を課さない」、「耕す場合には、公田の耕作に従ってはもらうが、私田には税を課さない」とある。とすれば、「廛而不征」は「貨物を保管し、数量を帳簿につけるが、課税はしない」と解釈するほうが、より合理的ではなからうか（曾我部静男「市廛而不征」『集刊東洋学』一七号 一九六七年 参照）。

しかし、いずれの解釈をとるにせよ、「市」での商人の活動を妨害しない方向を指向しているとする解釈である。さらにここでも、「天下之商皆悦、而願藏於其市矣」とあって、そのような「市」を、その活動の場として「天下之商」は選択するのだとされる。ここでの商人も「利」を追求する「自由」を持つのである。そしてそうしたありようをしているものとして商人を捉えている点において、やはり「管子」五輔篇や「礼記」王制篇の「市、廛而不征」の記述とは区別されるのである。

なお、戦国末期の儒家の文獻、「荀子」王制篇にも王者之法。等賦政事、所以財万物養万民也。田野什一、関市幾而不征、山林沢梁以時禁発不税。相地而衰政、理道之遠近而致貢、通流財物粟米、無有滯留、使相帰移也。四海之内、若一家。

王者の経済についての法則。租税に等級をつけて、さまざまなことを行っていく、それは、すべてのものを役立つものとして完成させて備え、すべての人々を養うためである。田野の税は収穫の十分の一、関・市では、貨物を調べはするが税をかけない、山林沢梁は時節によって出入りを禁止しまた解放し、その収穫には税をかけない。土地の肥沃の度合いを観察し、税率に区別をつけ、都城への遠近によって、貢ぎ物の種類を定め、財物や穀物を流通させ、停滞のないようにし、互いに輸送させる。かくて、四海の内は一家のようになる。

とあるが、「関市、幾ぶれども征せず」は「王者の法」とされているものの、しかしここでも、「管子」や「礼記」と同じく、商人の対応との関連で「幾ぶれども征せず」が言われているのではないことに注意されたい。こうして、「関市幾而不征」系列の言説をみてきたが、孟子の言説はそのなかで一つの特色を持っている。すなわち、孟子の言説においては、「利」を追求して、より有利な関や市を選択する商人が、たしかに視野に

はいっているのである。すなわち孟子の商人は「利」を追求する主体としての位置を与えられているのである。したがって孟子においては商人は「利」を追求する主体として捉えられ、関や市への王の政策は、商人と君主との相互関係によって形成されるとされるのである。

さてここで、墨家の関市についての言説をふりかえってみよう。

① 賢者之長官也、夜寝夙興、收斂関市山林沢梁之利、以実官府。是以官府实、而財不散。(尚賢中)

② 士君子竭股肱之力、亶其思慮之智、内治官府、外收斂関市山林沢梁之利、以実倉廩府庫。此其分事也。(非樂上)

③ 今、惟母在乎士君子、説樂而聽之、即必不能竭股肱之力、亶其思慮之智、内治官府、外收斂関市山林沢梁之利、以実倉廩府庫。是故倉廩府庫不実。(非樂上)

④ 今也卿大夫之所以竭股肱之力、殫其思慮之知、

内治官府、外収斂関市山林沢梁之利、以実官府、而不敢怠倦者、何也。曰、彼以為強必貴、不強必賤、強必榮、不強必辱。故不敢怠倦。(非命下)

以上の記述において、関市はもっぱら「賢者」、「士君子」、「卿大夫」によつて管理され、そこから「利」を引き出す対象とされており、関市を君主と商人との双方がかかわる場として捉え、商人の視点からも関市をみようという発想はみられない。「関市山林沢梁之利」と連称されているところからすれば、あるいは「関市之利」は、君主と商人との相互の關係から生み出されるものではなくして、「山林沢梁之利」と同じく自然物、君主にとつてあらかじめそこに存在するものとして捉えられているのかもしれない。

5 君主と「山林沢梁」

ところで、孟子にあつて「山林沢梁」は

齊宣王問曰、文王之囿、方七十里、有諸。孟子對曰、於傳有之。曰、若是其大乎。曰、民猶以為小也。曰、寡人之囿、方四十里、民猶以為大、何也。曰、文王之囿、方七十里、芻蕘者往焉、雉兔

者往焉、與民同之。民以為小、不亦宜乎。臣始至於境、問國之大禁。然後敢入。臣聞郊園之內、有園方四十里、殺其麋鹿者如殺人之罪。則是方四十里為阱於國中。民以為大、不亦宜乎。(梁惠王下)

齊の宣王が孟子に質問した。「文王の狩場は七十里四方だと聞いている。そうだろうか。」そのように伝えられております」と孟子は答えた。「そんなに大きかったのか。」「民は小さいと思つておりました。」「私の狩場は四十里四方なのに民は大きすぎると思つている。どうしてなのか。」「文王の狩場は七十里四方ですが、草刈り、きこり、狩人などの民衆が自由に出入りして、民と共有しておりました。民が小さいと思つていたのも当然ではないでしょうか。私は、はじめて国境に至ったときには、その国の禁令をたずねてから、入国します。私はこう聞きました、郊の関所の内側には、四十里四方の狩場があつてその鹿類を殺した場合には、人を殺した場合の罪と同じように処罰する、と。これでは、四十里四方の落とし穴を国中に作つ

ているようなもの。民が大きいと思うのも当然ではないでしょうか」。

あるいは

昔者文王之治岐也、耕者九一、仕者世祿、閔、譏而不征、沢梁無禁、罪人不孥（梁惠王下）

むかし、文王が岐を治めたとき、耕すものへの税は収種の九分の一、役人の俸祿は世襲、閑所では、貨物の数量を調べはするが税は課さない、沢梁には出入りの禁止はなく、刑罰は連座制はなかつた。

として、文王の圉、または沢梁にことよせ、「山林沢梁」は、一般人民の自由な利用が許される場であつて、君主の独占すべき場ではない、としている。もつとも、一般人民といえども、資源保護の観点から言つて恣意的な利用は許されるべきではない。

不違農時、穀不可勝食也。数罟不入洿池、魚鼈不可勝食也。斧斤以時入山林、材木不可勝用也。

（梁惠王上）

農耕の時節に力役に駆り出さなければ、穀物は食べきれない収穫される。細かい網を池や沼にいれなければ、魚や鼈は食べきれないほど繁殖する。然るべき時節にしか山林の伐採を許されれば、材木は利用しきれないほど繁茂する。

とあるのはそれを示しているし、「荀子」に

王者之法。……田野什一、閔市幾而不征、山林沢梁以時禁發不稅。（王制）

また

草木榮華滋碩之時、則斧斤不入山林。不夭其生、不絶其長也。鼃鼈、魚鼈、鱣鱣孕別之時、罔罟毒藥不入沢。不夭其生、不絶其長也。春耕、夏耘、秋収、冬藏、四者不失時。故五穀不絶而百姓有余食也。汙池・淵沼・川沢、謹其時禁。故魚鼈優多而百姓有余用也。斬伐養長不失其時。故山林不童而百姓有余材也。（王制）

草木が花開き生育するときに、斧斤は山林には入らない。草木の成長をくじかず、中絶させないためである。いろいろな魚類が産卵すると

きに、目の細かい網や毒薬を沢に入れない。幼魚の成長をくじかず、中絶させないためである。春、耕し、夏、草を刈り、秋、収穫し、冬には貯蔵する、この四者がそれぞれ時節をたがえないから、五穀は不足せず、民は十分に穀類が食べられるのである。池や沼や川や沢、その時節に応じた禁令を慎重に出していく。かくて魚類は十分に繁殖し、民は十分に魚類が食べられるのである。伐採と植林について時節をたがえないから、山林ははげ山にならず、民は十分に材木を利用できるのである。

とあるのもそれを示している。

ところで、このようにみえてくると「山林沢梁之利」を君主が独占的にわがものとすべきだという墨家の考えは、「山林沢梁」をある種の規制のもとで、一般人民の利用できる場としてとらえる儒家の発想とはあきらかに区別されるであろうし、また戦国期に形成されつつあった君主権力の経済的基盤が「山林沢梁之利」にあるという増淵竜夫氏の指摘を考慮すれば（増淵竜夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」、「中国古代の社会と

国家」所収 一九六〇年 弘文堂）、墨家のこうした発想は、しだいに形成されてくるそうした君主権力のありようと方向を同じくしているといえよう。

6 まとめ

孟子は、王者の関市にたいするありようを「利」を追求する商人とのかかわりのなかで、言い換えれば関市を王と商人との緊張関係のなかに成立する場として捉えている。それにたいし、墨家にあつて関市は、君主の一方的に管理され、収奪される場として捉えられている、君主と商人との緊張関係のなかに成立する場ではなくして、君主にとって、あらかじめ自明にそこに存在する場なのである。

「農夫蚤出暮入、耕稼樹芸、多聚菽粟。此其分事也」（非樂上）とあるように、農民にとって、収穫をもたらす農地はあらかじめ自明にそこに存在しており、農民のがわがもつぱら農地にはたらきかける、言い換えれば農地はもつぱら受動的なありようしか示さない場であるのだが、それと同様に「士君子竭股肱之力、寬其思慮之智、内治官府、外收斂関市山林沢梁之利、以実倉廩府庫。此其分事也」（非樂上）とあつて、「士君

子」にとつて、関市はあらかじめ自明にそこに存在し、もっぱら「利」を収奪される受動的な場なのである。

だとすれば、商人の関市の成立にたいする能動的な関与は、墨家の視野には入ってこないのも同然である。

以上のようにみてきたとき、墨家は「関市山林沢梁之利」に言及するものの、そこには「商業」とそれにかかわる「商人」のいとなみへの関心はなかつたと結論づけてよいのではなからうか。